松林

No.4
令和７年　５月２３日
校長　　古瀬　義房

創立５０周年記念事業について

今年度、本校は創立50周年を迎えます。松林小学校は、昭和50年に、開校しました。松林小の学校教育を御支援くださった保護者の皆様、地域住民、関係機関、卒業生の皆様に、心から感謝申し上げます。

つきましては、以下の記念事業を計画いたしましたので、御報告させていただきます。

児童と教職員、そして、松林小学校を支えてくださる皆様で、松林小学校創立50周年のお祝いをしましょう。

１ 創立50周年 式典

・11月29日（土）創立50周年式典を行います。

・在校生、教職員、お世話になりました来賓の方々をお招きして、松林小学校のお祝いをしたいと思います。

２ 航空写真の撮影

・4月28日（月）校庭にて、全児童、教職員の集合写真と、一文字で校章を描いた、写真の2種類をドローンより、空から撮影しました。また、クラス写真も撮影しました。撮影した写真は、希望する御家庭に業者が販売します。業者より配布の別紙を御参照ください。

３ 記念リーフレットの発行

・創立50周年をお祝いして、全8ページのリーフレットを作成します。

・学校の50年のあゆみや、学校生活の様子等、掲載します。

・記念リーフレットは、11月29日（土）に配布する予定です。

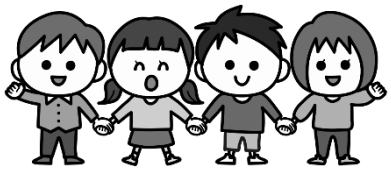

４ 創立50周年 記念イベント

・創立50周年記念集会・児童が計画した、創立50周年をお祝いする集会を開きます。

・記念集会は、6月26日（木）に実施する予定です。

・現在、全児童で、記念キャラクターを作成しています。どのようなキャラクターが誕生するか、楽しみにしていてください。

５ 記念品の配布

・全児童には、記念品を配ります。

・PTA からの記念品は、学校の「築山」リニューアル計画を策定中です。

・記念品は、11月29日（土）に配布する予定です。

詳細については、近くなりましたら、お知らせします。

お知らせ

■集金について■

集金システム「スクペイ」のご登録、ありがとうございます。

明日、5月23日（金）に「スクペイ」より、メールが配信されますので、集金内容を御確認ください。金額等確認いただきましたら、メールの内容に沿って、期日までに、手続きをお願いします。

■暑さ対策をしましょう■

気温が上昇し、蒸し暑くなる日が増えてきました。
暑さ対策として、水分補給がしやすいように、水筒を持たせていただきますよう、お願いします。また、暑い日は、授業中や休み時間、外での活動の際、帽子をかぶって外に出るように声掛けをしていますので、帽子を持たせていただけると幸いです。（体育の赤白帽子を代用してもかまいません。）よろしくお願いします。

■健康診断の結果について■

4月より、種々の健康診断を行っております。結果は終了後、お渡ししておりますが、受診勧告がございましたら、早期の受診をお願いします。受診が終わりましたら、受診勧告書にあります受診報告返信表を学校へ御提出ください。

■交通安全に気を付けましょう■

5月の安全指導のテーマは「交通安全」でした。新しい学年にも慣れ、少し心に余裕ができる5月。全校朝会でも、登下校中の安全な歩行について注意を呼びかけました。

また、4月30日に1、2年生を対象とした歩行訓練教室、5月13日には、3，4年生を対象とした自転車安全教室を行いました。子供たちは福生警察の方の話を真剣に聞きながら、安全に気を付けるために注意しなければならないことを学んでいました。

学校の周りには、トラックが多く通る大通りや、横断歩道のない道も多くあります。今後も子供たちが「自分の身は自分で守る」意識とスキルを身につけられるよう、指導してまいります。ぜひ御家庭でも話題にしていただけたらありがたいです。よろしくお願いします。

6月の安全指導・・・「雨の日の校内、校外の歩行と過ごし方」

★時程の変更★　校内事情により、6月4日（水）時程の変更をします。

1，2年生は4時間授業⇒1，2年生は4時間授業（下校時刻　13時）

3年生以上は6時間授業⇒3年生以上は5時間授業（下校時刻　14時）

大変申し訳ありません。御理解のほど、よろしくお願いします。

●学校での児童のけがにかかわる医療費等について

学校の管理下において、児童がけがをして医療機関で受診した場合の医療費の扱いについては、毎年４月当初に、羽村市教育委員会が文書を配布し、説明しているところですが、仕組みが多少複雑ですので、ここに改めて説明させていただきます。保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

１　学校の管理下とは

学校の管理下とは、児童が朝、登校するために自宅を出てから、下校して帰宅するまでのすべての時間のことです（学校行事等で校外に出かけた場合も含まれます）。この間に児童がけがをして医療機関で受診した場合に、医療費の自己負担分等が給付されるシステムがあります。

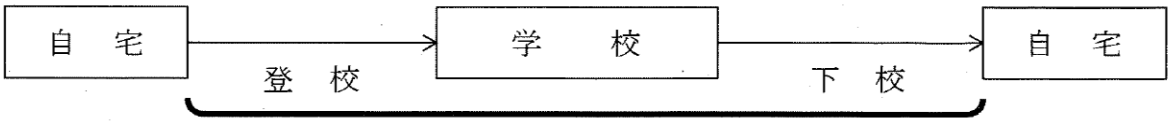

この間が学校の管理下となります。

２　学校の管理下のけがにかかわる医療費等の扱い

（１）学校の管理下におけるけがの場合、学校を通じて申請することにより、日本スポーツ振興センターより給付金が支給されます。従って羽村市の㊟医療証・㊦医療証は使用しないでください。

・医療機関の窓口で、一旦、医療費の自己負担分をお支払いいただきます。

↓

・学校からお渡しする書類を、治療後に医療機関に提出し、必要事項を記入・返却してもらい、学校に提出していただきます。

↓

・学校が、スポーツ振興センターに給付金の申請を行います。

↓

・後日、保護者の口座に給付金が振り込まれます。
★給付金は、医療費の自己負担分（医療費総額の３割）とお見舞い金（総額の１割）です。
★医療費の保険点数が５００点未満の場合は、給付金は支給されません。

→その場合は、羽村市役所でマル子マル親の助成の申請ができます。（医療機関の領収書が必要です。）

詳しくは、羽村市役所の医療証担当課にお問い合わせください。

（２）保護者のご判断で、羽村市の㊟医療証・㊦医療証を使用した場合は、その後の扱いが以下のようになります。

・学校からお渡しする書類を、治療後に医療機関に提出してください。必要事項を記入・返却してもらった後、保護者の方も記入事項に記入をし、学校に提出していただきます。

↓

・学校が、スポーツ振興センターに給付金の申請を行います。

↓

・後日、保護者の口座に給付金が振り込まれます。
★給付金は、お見舞い金（医療費総額の１割）のみとなります。
★医療費の保険点数が５００点未満の場合は、給付金は支給されません。

尚、保護者の皆様から給付金関係書類の提出がない場合は、スポーツ振興センターへの申請を行うことができません。以上、ご不明の点がありましたら、本校副校長、または養護教諭までお問い合わせください。